

令和 8 年度 宮城県消防団の力向上モデル事業業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 宮城県消防団の力向上モデル事業業務

2 業務の場所

宮城県内一円

3 契約期間（委託期間）

契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

4 委託業務の目的

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の中核を担う消防団の重要性は更に増している。

このため、本県では消防団員の確保に向け、従来の行政による一方向的な情報発信から脱却し、県民・学生・消防団員・企業が主体的に参画する「双方向・共創型」のプロモーション戦略を展開する。

本業務は、SNS を起点としたコンテンツ創出とリアルな場での接点を融合させた手法等により、若年層を中心とした県民の消防団に対する理解と関心を醸成し、入団へと繋がる基盤を形成することを目的とする。

併せて、東日本大震災から 1 5 年が経過した節目の時期を捉え、大規模災害時における消防団の活動や役割を風化させることなく後世に伝え、その社会的使命を広く発信するものである。

5 委託業務の背景

本書 6 ページの参考データのとおり、宮城県内の消防団員数は年々減少しており、令和 7 年度は前年度に比べ 4 6 7 人減少し 1 6, 3 7 3 人で、消防団員の減少率は宮城県は全国平均よりも大きい状況にあり、消防団員の確保が急務となっている。

また、被雇用者団員の割合は、令和元年度以降 7 0 % 以上で推移しており、令和 7 年度は 7 2 % となっていることから、消防団員が円滑に消防団活動を行う上では、勤務している職場の理解を得ることが重要である。

さらに、宮城県内の消防団員の年齢構成は、全国と比べて若年層が少なく、高齢層が多くなっている。特に、2 9 歳未満は 2 倍以上、3 0 ~ 3 9 歳では 1 0 ポイント以上それぞれ開きがある。その反面、5 0 歳以上の高齢層が多く、全国と比べても宮城県の消防団は高齢化の傾向にある。このため、消防団員の確保に当たっては、若年層を中心に訴求して

いく必要がある。

県ではこれまで、PR動画制作や地域情報サイトとの連携によりデジタル広報を強化し、一定の認知拡大を図ってきたものの、行政からの一方向的な発信が主であり、活動のリアリティを伝える「双方向型」の接点創出を目指している。

また、東日本大震災から15年を迎え、震災時の消防団員の活動記録を風化させず、その社会的使命を若年層へ継承することも重要である。

6 委託業務の内容

本業務は、以下の業務に係る企画、制作、運営及び付帯業務一切とする。

(1) 消防団フォトコンテスト

ア 概要

SNSを活用し、住民や消防団員が自ら見た・感じた消防団の姿を投稿する「ユーザー生成コンテンツ(UGC)」の創出を図る。従来の行政による一方向的な情報発信から脱却し、県民が主体的に参画するプロモーションを展開することで、消防団活動への理解と関心を醸成する。

イ 実施時期(予定)

令和8年8月から3か月程度

ウ キービジュアル作成期限

令和8年12月25日(金)まで

エ 内容

- (ア) 「一般、学生、消防団員」の3部門(応募対象)を設置し、県内の「消防団員の活動風景や日常の姿」等を被写体とし、参加者が自ら見た・感じた消防団の魅力が伝わる作品を募集する仕組みを構築すること。
- (イ) 気軽かつ簡単に参加でき、SNSの拡散性を活かした情報発信が図られるよう、応募等をSNS上で行う仕組みを構築すること。
- (ウ) インフルエンサーとの連携やターゲットに応じた効果的なSNS広報等を実施し、多数の参加を誘発する仕組みを構築すること。
- (エ) 参加意欲を喚起する魅力的な入賞副賞を選定し、1部門あたり10万円相当×1本、5万円相当×2本を基準として、調達から発送まで行うこと。
- (オ) 応募作品の管理を行うとともに、被写体の消防団名を把握するなど、展示会や今後の消防団広報施策等で活用可能な形で整理すること。
- (カ) フォトコンテストの入賞作品等を用い、今後のSNS等を活用した消防団入団促進広報施策等において象徴的に活用可能なキービジュアルを制作すること。制作にあたっては、画像補正、コピーライティング及びデザイン等のディレクションを行い、二次利用に資する高画質な電子データの形態で納品すること。

(2) 巡回ギャラリー（移動展示会）の実施

ア 概要

デジタル（SNS）上の関心をリアルな場での体験・深掘りへと接続させるとともに、消防団を身近に感じる接点を創出するため、県内で移動展示会を実施する。また、東日本大震災から15年という節目の時期を捉え、当時の消防団活動記録を展示する。

フォトコンテスト作品の持つ「親近感」と震災記録の持つ「社会的使命」を一体的に提示することで、自分たちの街を支える消防団への理解と関心を醸成し、入団意欲の喚起に繋がる基盤を形成する。

イ 実施時期（予定）

令和9年1月上旬から令和9年2月中旬までの間

ウ 内容

(ア) 本事業で実施するフォトコンテストの作品について、展示用パネル（A2版20枚程度を想定）を制作の上、制作したパネル及び別途発注者が貸与する東日本大震災時の消防団活動写真パネル（B3版10枚程度を想定）を活用した展示を企画すること。

(イ) 県内3箇所以上で巡回展示を実施すること。公共施設の使用も可とするが、会場の選定、実施日数及び実施日程等については、本事業の目的及び背景を十分に踏まえ、効果的かつ効率的な計画を立案すること。

(ウ) 会場には、県ホームページ「みやぎの消防団応援サイト」へ誘導する二次元コードを明示すること。また、県で制作した入団促進PR動画を会場で使用することも可能である。

【参考】宮城県消防団PR動画

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubou/syoboudan_prdoug.html

(エ) SNS等による情報の二次拡散を行いたくなるような仕掛けを設けること。

(オ) 来場者数の計測に加え、アンケート等により来場者のデータ取得を行うこと。

(3) 消防団協力事業所プロモーション

ア 概要

消防団活動を支える企業の取組や、従業員が仕事と消防団活動を両立させている事例を可視化し、企業価値の向上と制度の認知拡大、入団促進を同時に図るためのコンセプトブックを制作するもの。これにより、協力事業所自身が「消防団を支える企業」としての社会的意義を自社の価値として発信できる環境を整えるとともに、就職前の若年層や未登録事業所に対しても、消防団を支える取り組みを紹介し、協力事業所登録の促進及び団員確保の基盤を形成する。

イ 作成期限

令和8年12月25日（金）まで

ウ 内容

- (ア) 企業と消防団の関係性が伝わるコンセプトブックを企画・制作すること。
- (イ) 協力事業所企業価値の向上と制度の認知拡大、学生・若年層への入団促進を図れる内容とすること。
- (ウ) 県内の消防団協力事業所4社程度及びそこで働く従業員(消防団員)への取材・撮影を行うこと。
- (エ) 冊子1,000冊を制作すること。また、併せて電子版(PDF媒体等)を作成すること。
- (オ) 電子版(PDF媒体等)は、閲覧数のデータ取得を行う仕組みを構築すること。

(4) その他

上記(1)から(3)を実施するにあたり、その効果を一層高めるための独自提案を行い、発注者と協議の上、実施するものとする。

なお、これに係る費用については受託者の負担とする。

7 成果品

- (1) フォトコンテスト関係資料一式(写真データ含む)
- (2) フォトコンテスト入賞作品等を用いたキービジュアル(電子データ)
- (3) フォトコンテスト作品パネル
- (4) コンセプトブック(冊子1,000冊及び電子データ)
- (5) 業務実施報告書(効果検証含む)

8 著作権

成果品の著作権は発注者に帰属する。また、各種イベント、発注者及び市町村等ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。前記を考慮し、著作権、肖像権、個人情報保護など、適正に処理すること。

受託者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。また、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があった場合は受託者がその責任においてこれに対処し、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うこと。

9 成果品の納品場所及び納品期限

- (1) 納品場所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県復興・危機管理部消防課
- (2) 納品期限

- イ コンセプトブック（１，０００冊及び電子データ）及び
フォトコンテスト入賞作品等を用いたキービジュアル（電子データ）
令和８年１２月２５日（金）までに完成品を納品すること。
- ロ その他
契約期限までに納品すること。

10 打合せ

当該業務について、随時、発注者との連絡・調整を行うものとする。

11 提出書類

- (1) 受託業務実施計画書及び従事者名簿
受託者は、本業務の契約締結後、以下を踏まえ、速やかに受託業務実施計画書及び従事者名簿等を作成し、発注者に提出の上、業務を実施する。
- (2) 受託業務実施報告書
受託者は、本業務の完了後、速やかに受託業務実施報告書を作成し、発注者に提出する。

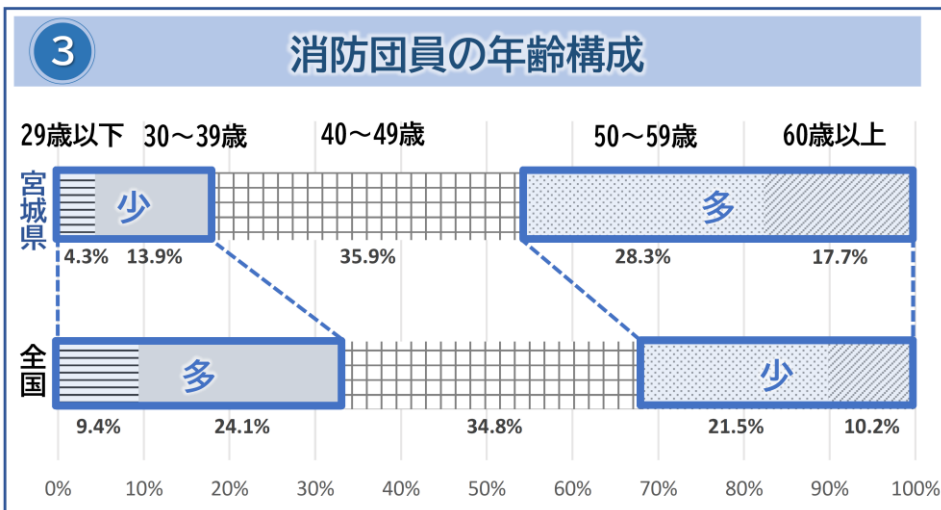
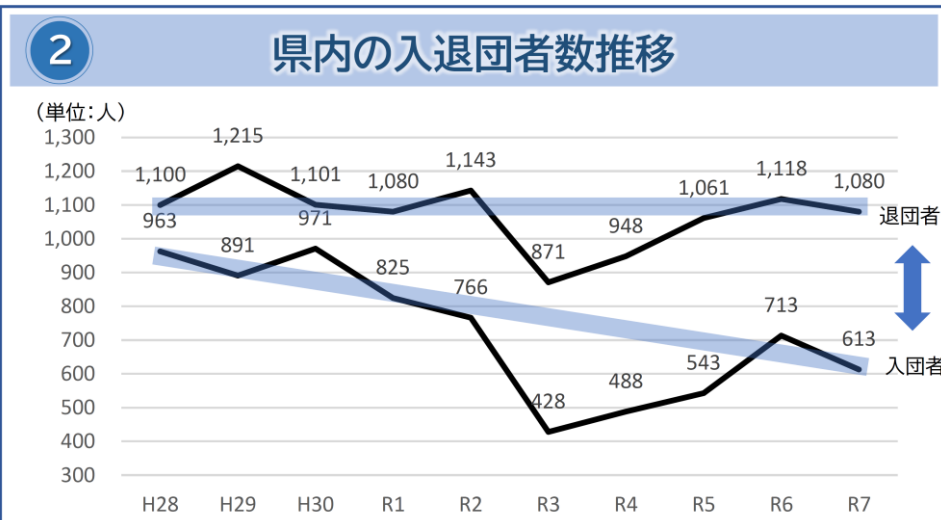
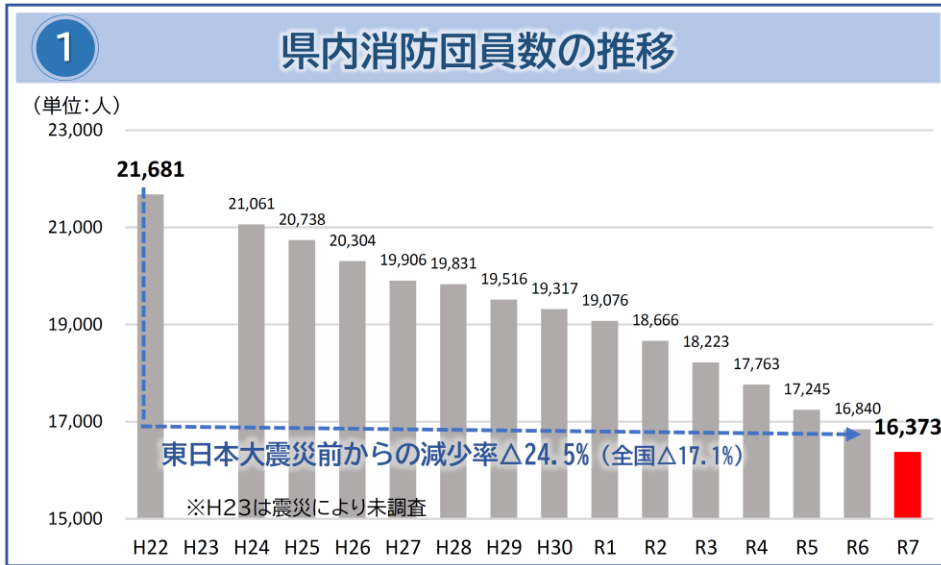
12 秘密保持

- (1) 秘密の保持
受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の保持
受注者は、個人情報の取扱いについて、別記の個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

13 その他

- (1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施する。
- (3) 受託者は、発注者が本契約に係る映像等を発注者及び市町村等ホームページに掲載またはその他に利用する際に、画像の加工、編集等が必要となった場合は、可能な範囲において協力する。
- (4) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託をすることはできない。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定する。

【参考データ】



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。